平成１５年１１月１日

多摩市長　渡　辺　幸　子　殿

多摩市市民自治基本条例をつくる会
代　表　　大　津　山　　壽　久

行政素案(１０月３０日版・未定稿)に対する
多摩市市民自治基本条例をつくる会意見書（その３）

11 月 1 日つくる会全体会において、意見書（その 2）への回答を坂本部長からいただきました。8 月 19 日版、10 月 17 日版に較べ、今回の改訂版で示された“ですます体”をはじめ“前文”“基本原則”の改訂された点に関しましては「つくる会」が目指した、親しみやすく判りやすい条例の精神を受け留められており、「つくる会」の中でも高く評価しています。

ありがとうございました。このことを踏まえながら、さらに良い条例にするために、下記４点につきまして意見をまとめましたので、ご検討いただきますよう願いいたします。

記

1．条例の名称について

名称につきましては（仮称）であったとはいえ、「つくる会」が長い間こだわってきた「市民自治基本条例」という名称にしていただきたく、再々度お願いします。

市民自治基本条例は団体自治を排除しているものではありません。定義などによって説明できる範囲と考えます。

2．第 6 条（市民の義務）

各項目の「～なければばなりません」部分を市民が宣言している表現にしてください。
また、第２項を削除してください。

３．自治推進委員会について

「見直し条項」についいは大変大事な事項なので「自治推進委員会」の役割の中に明記してください。推進委員の構成人数を増やしてください。

４．参画・協働について

市民案 17 条（予算策定への参画）及び同 18 条第 2 項の審議会等の委員公募や選考結果、選考理由の明確化については重要な点であり、条例に盛り込むように再検討をお願いいたします。無理な場合は要綱などに盛り込む事によって実質的運用が図られるようにお願いします。

以　上